

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 おおい町 (都道府県: 福井県)

本事業の担当部局名 住民窓口課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	おおい町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 4 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 おおい町では、少子高齢化の進行とともに人口減少が続いています。現状のまま人口減少が続いていくことは、町の存続に関わる重要な問題であり、「第2次おおい町総合計画」「第2期子ども・子育て支援事業計画」等を策定し、それに基づくさまざまな施策に取り組み、子育て日本一を目指しています。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 「第2次おおい町総合計画」においては、定住人口活性化を重点プロジェクトとして、①若者の移住・定住を進める情報発信の充実、②住宅・宅地の整備、③継続的な子育て施策の充実、④I・J・Uターンの促進を施策の方向に位置づけて取り組んでいます。また、「第2期おおい町子ども・子育て支援事業計画」においては、「きらきら輝く海と山 育み育まれ笑顔あふれるまち おおい」を基本理念として、子どもの成長や発達に応じた支援や事業を行い、安心して子育てに取り組む、子どもが心身ともに元気に成長できる環境の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、その基本理念の実現に向けて、①子どもの視点、②次世代の親への視点、③多様化したニーズに対する視点、④すべての子どもと家庭への支援の視点、⑤地域社会全体による支援の視点、⑥ワーク・ライフ・バランスの実現の視点、⑦切れ目のない支援の視点の7項目を基本的視点として施策、事業を組み立てて推進していきます。 本事業は、②の視点におけるおおい町で結婚、子育てがしやすくなる郷土愛の醸成を図るための事業に位置づけています。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 有							
※(注)3 【その他独自要件】							
・申請から3年以上継続して居住する意思があること							

2. 申請見込

①新規世帯見込	14	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	6	世帯		
	その他	8	世帯		

【世帯数積算根拠】

・29歳以下申請見込: 6世帯 ÷ ①9世帯 × ③57.3%
 ・上記以外申請見込: 8世帯 ÷ ②13世帯 × ③57.3%
 令和5年3月1日から令和5年12月31日(10ヶ月)までの婚姻世帯
 ※令和5年3月1日から令和6年3月31日の見込世帯数を13/10で算出
 ①夫婦ともに29歳以下の世帯 7世帯 見込世帯数: 9世帯
 ②夫婦ともに39歳以下(ともに29歳以下を除く)の世帯 10世帯 見込世帯数: 13世帯
 ③国民生活基礎調査による所得500万円以下の割合 57.3%

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	9 世帯
～12月(実績)	2 世帯
1月～3月(見込)	7 世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞		＜積算＞	
(29歳以下)	6 世帯 × 600,000 円 =	3,600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	8 世帯 × 300,000 円 =	2,400,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

広報誌、町及び県HPへの掲載、事業PRチラシの配布(役場窓口、町内の公共施設、近隣市町の結婚式場、県施設)

KPI項目		単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	町が実施する若者出会い交流事業をきっかけとする婚姻件数	件	2 (R5)	1 (R2)	
	おおい町総合計画における若年世代(15歳～39歳)の割合	%	22.8 (R8)	22.9 (R4)	
	おおい町未来創生戦略における出生数	人	325 (R3-R7)	124 (R3-R4)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.95 (H25-29)		
	婚姻件数	件	44 (R4)		
	婚姻率		5.6 (R4)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (R4年度)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100 (R4年度)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	100 (R4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県施設において事業PRチラシの配布や県のHPにリンクさせ、事業の周知を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	近隣市町の結婚式場に事業PRチラシを配布し、周知について協力を依頼する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。